

第十三号

地方活力向上地域内における県税の不均一課税に関する条例の一部改正について

地方活力向上地域内における県税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十九年六月十五日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

地方活力向上地域内における県税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例

地方活力向上地域内における県税の不均一課税に関する条例（平成二十七年徳島県条例第四十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第一号中「電気供給業」の下に「（電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条第一項第二号に規定する小売電気事業（これに準ずるものを含む。）を除く。）」を加える。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第二条第二項第一号の規定は、平成二十九年三月三十一日以後に新設され、又は増設された地方活力向上地域内における県税の不均一課税に関する条例第一条に規定する特別償却設備（以下「特別償却設備」という。）について適用し、同日前に新設され、又は増設された特別償却設備については、なお従前の例による。

提案理由

地域再生法第十七条の六の地方公共団体等を定める省令の一部が改正されたことに鑑み、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。